

社会福祉法人神愛ホーム役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神愛ホーム（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (5) 会議等とは、理事会、評議員会、監査業務、所轄庁による指導監査等をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として別表1の報酬を支給するものとする。
2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員等の報酬総額)

第4条 全評議員の各年度の報酬総額は、定款第8条で定める金額の範囲内とする。
2 全理事の各年度の報酬総額は、300万円以内とする。
3 全監事の各年度の報酬総額は、30万円以内とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が会議等に出席し、又は出張したときは、費用弁償として別表2の費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬及び費用は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(職員兼務理事)

第7条 職員を兼務する理事は、職員としての業務を除く法人の職務執行に限り、この規程

を適用することができる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- ・この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- ・この規程は、令和8年7月1日から施行する。
- ・社会福祉法人神愛ホーム役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程は廃止する。

別表 1

役 職	報 酬 の 額
理事長	月額 100,000円 (源泉徴収税額3,063円、差引支給額96,937円)
理 事 監 事 評議員	日額 12,630円 (源泉徴収税額2,630円、差引支給額10,000円)

別表 2

役 職	費用（費用弁償）の額
理事長 理 事 監 事 評議員	1 自動車等の使用距離によって次の金額を支給する（距離は、最も経済的かつ合理的と認められる経路の片道とする。）。ただし、有料道路の利用料に関しては、実費を支給する。 10km 未満 1,000 円 10km 以上 30km 未満 2,000 円 30km 以上 60km 未満 3,000 円 60km 以上 5,000 円 2 鉄道、航空機、船舶、タクシーその他の利用は実費を支給する。 3 宿泊費は、1泊15,000円を限度として実費を支給する。